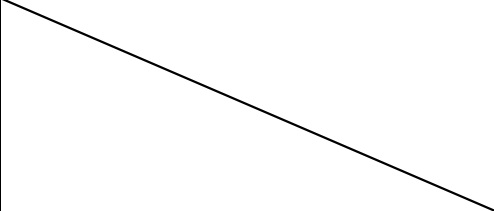


質問	質問を細分化	回答
<p>スポットワーク（タイミーなど）で従事する場合、認知症介護基礎研修は必須になるのか？（例えば、4月に1日だけ従事した方が、その後も数カ月1度程度従事した場合、事業所は計画策定することもできず、猶予期間である1年を経過した場合はどうなるのか？） またBCPなどで採用時に行う研修が求められています、これらの研修もスポットワーク従事者も対象となるのか？</p>	<p>スポットワーク（タイミーなど）で従事する場合、認知症介護基礎研修は必須になるのか</p>	<p>本研修は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。 事業者は介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に認知症介護基礎研修を受講させるための措置を講じることが必要です。 詳細は、令和7年度介護保険サービス事業者等集団指導「運営上の留意事項について」を参照してください。</p>
	<p>研修を未受講のまま1年間の猶予期間を経過した場合はどうなるのか</p>	<p>事業所において、介護に直接携わる者が研修を受講していない場合、運営基準違反になります。また、事業者は介護に直接携わる職員に対して認知症介護基礎研修を受講させるための措置を講ずることが求められているため、1年間経過した後も同様の措置を行う必要があります。 詳細は、令和7年度介護保険サービス事業者等集団指導「運営上の留意事項について」を参照してください。</p>
	<p>BCPで求められている研修は、スポットワークでの従事者も受講対象となるのか</p>	<p>受講の対象となります。業務継続計画では感染症や災害が発生した際の業務継続、早期業務再開を図ることが求められております。そのためには、職員が連携し業務を実施することが必要となることから、全ての職員が研修及び訓練に参加できることが望ましいとされています。</p>
<p>計画書とかの同意書、もうハンコ（押印）は完全になくしても大丈夫ですよね？</p>		<p>個別サービス計画書については、同意書に押印を求めるものではありませんが、その内容を利用者または家族に対して説明し、利用者の同意を得ていることが求められます。</p>

※地域密着型通所介護より寄せられた質問内容ですが、認知症介護基礎研修の義務付けについては、全サービスの共通事項で義務化された項目ですのでご参照ください。